

松前藩の上乗・目付について

——一七・一八世紀におけるアイヌ交易——

菊池 勇夫

はじめに

近世蝦夷地におけるアイヌ交易を独占した松前藩はどのようにその交易を実現していたのか、それは松前藩とアイヌ民族との関係をみていく場合の核心的な論点である。すでに幾多の研究によっておよその展開過程が見通されるようになってきているが、一八世紀末の蝦夷地幕領化以前においてはそれ以降と違って関係史料が各段に乏しく、具体的な実態、様相となるとよくわかっていないことが多々ある。それでも限られた断片的史料を関係づけていくとある程度像を結ぶことが可能になってくる。

小論で着目してみたいのは、蝦夷地場所に向かうアイヌ交易船に乗り込んだ「上乗^{うわのり}」および「目付」などと呼ばれた松前藩の役人についてである。この役人のことは、たとえば、天明八年（一七八八）、幕府巡見使に随行して松前に渡った地理学者古川古松軒が、巡見使の案内者となった松前泊川の汐越屋長右衛門という、若年の時は蝦夷地へ往

来して交易の道を業とした六〇歳余の老人に聞いた話として、『東遊雜記』につきのように記している。

都て松前より日本の産物を積みてソウヤへ行には、松前侯の制度ありて、穀物までも御改めの上に、上乗として土格の人老人、足軽目付老人乗船して、ソウヤへ行事なり。是は松前人やゝもすれば偽りをして、夷人をあやかす事もある故に、夷人憤りて喧嘩口論などの出来する事ゆゑに、是を制せん為の目付役人なり。およそ此方よりして積行ものには、穀類・酒を第一とし、鉄類其外古着を初として、日本にある所の諸品何によらずつみ行て、北方より渡る産物、錦の諸絹を初とし、いろ／＼の品に交易する事なり。^{〔一〕}

ソウヤ（宗谷）はカラフト（樺太）・サンタン（山丹）方面との交易の窓口であった。松前藩主の直商場（直領）で藩主の手船（交易船）が派遣されていたが、松前藩が借金引き当てに安永四年（一七七五）より一五年間にわたって飛騨屋久兵衛に請け負わせたので、当時は飛騨屋の請負場所であった。長右衛門はカラフト・サンタン方面からソウヤにやってきた「商夷」に直に聞いたことがあるというから、飛騨屋請負のもとで、あるいはそれ以前の藩主の直交易のもとで働いた経験があったのだろう。後述のように、ソウヤ行きに限られるのではないが、交易船には上乗（土格）と目付（足軽）が一人ずつ乗り、その目的は松前人のアイヌの人たちに対する「あやかし」（不正行為）から生ずるトラブルを監視するために派遣されているのだとそこでは説明されている。

さて、このように古松軒が聞いた上乗・目付の話の額面通りに受け止めてよいのであろうか。上乗・目付役人がアイヌ交易にあたってどのような役務を担い、実際に振舞っていたのか、現在集め得た史料を使って考察を加えてみることにしよう。

一 商場派遣の上乗・目付

「上乗」(うわのり)とは何なのであろうか。小学館版『日本国語大辞典』第二版によると、江戸時代には「運賃積みの廻船に同乗し、目的港に着くまで荷主に代わって積み荷を管理すること。また、その責任者」の意味で使われ、一七世紀初頭の用例として『日葡辞書』(訳)船の積み荷の見張りとして乗っていく人をあげている。また、石井謙治は、豊臣秀吉が布告した天正二〇年(一五九二)の『海路諸法度』にみえる、荷主が乗せた監視役の「奉行」は江戸時代には上乗と呼ばれるようになり、幕府や大名の年貢米輸送にあたるチャーター船に責任者として乗り組んだと説明している。⁽²⁾

松前藩の上乗も積荷の監視役・責任者という点で基本的に同じといえる。幕府や他藩の場合と違ってやや特異な展開を遂げたと考えられたからであろうが、右の『日本国語大辞典』は別に「上乗役」の項目を立てて、「蝦夷松前藩が領内の場所請負人(松前藩の委託で交易に従事した商人)を監視するために、請負人の商船へ同乗させた藩士をいう」と説明している。ただ、蝦夷松前から陸奥松前へという地理認識の変化があり、場所請負を委託という言葉で説明するのがよいのか、上乗が場所請負の時期に限られるものなのか、不正確な説明になっているのは否めないように思われる。

松前藩の上乗・目付については、専論ではないものの、高倉新一郎『新版アイヌ政策史』(三一書房 一九七二年)などによっておおよその理解が与えられてきた。⁽³⁾ それについては後述するとして、蝦夷地の商場・場所に派遣された上乗・目付の人名を現在知り得た範囲で表にまとめてみた(以下、本文中では○囲み番号を用いる)。それによると、

表 上乗・目付の派遣事例（派遣年／派遣場所／上乗〔目付〕の人名／出典）

- ①寛永 20 年（1643）／アツケシ／小山五兵衛／「松前年々記」「松前家譜」「福山秘府」
- ②寛文 9 年（1669）／場所不明／（杉村五郎右衛門、蠣崎次（源）左衛門、古屋覚左衛門）
／「津軽一統志」
- ③元禄 5 年（1692）／ソウヤ／蠣崎七之丞／「松前主水広時日記」
- ④元禄 5 年／ヨイチ／松前求馬／同上
- ⑤元禄 5 年／セタナイ／浅利武左衛門／同上
- ⑥元禄 5 年／肥前唐津 ※1／西川庄右衛門／同上
- ⑦元禄 5 年／マシケ秋味／大久保幸助／同上
- ⑧元禄 5 年／イシカリ運上舟／〔柴田善十郎〕／同上
- ⑨正徳 2 年（1712）／アツケシ／今井半太夫（奉行）／「エトロフ島漂流記」
- ⑩寛保 2 年（1742）／クスリ／田村嘉戸助／「福山秘府」
- ⑪寛保 2 年／キイタツフ／飛内仁太夫／「福山秘府」
- ⑫宝暦 1 年（1751）／ソウヤ／加藤嘉兵衛／「北蝦夷地発端抜書」
- ⑬宝暦 6 年（1756）／アツケシ／下国丹治〔岩橋段六〕／「〔紀州船〕口書并諸書付覚」
- ⑭安永 7 年（1778）／キイタツフ／新井田大八／「蝦夷拾遺」※2
- ⑮安永 7 年／ノツカマフ／新田（新井田）大八〔工藤八百右衛門〕／「北海島船記」など
- ⑯安永 7 年／ソウヤ／工藤清右衛門／「蝦夷国風俗人情之沙汰」
- ⑰安永 8 年（1779）／アツケシ／浅利幸兵衛・松井茂兵衛・工藤清右衛門
〔柴田勘兵衛・古屋文六〕／「北海島船記」など
- ⑱安永 8 年／ソウヤ／柴田文蔵〔竹田勘平〕／「訴訟書留帳」
- ⑲天明 6 年（1786）／ノツカマフ（アツケシ兼）／牧村崎右衛門〔足軽 2 人〕
／「御試交易始末扣」
- ⑳天明 6 年／クナシリ／松浦兵蔵〔足軽 2 人〕／「御試交易始末扣」
- ㉑寛政 1 年（1789）／クナシリ／〔竹田勘平〕／「万永代覚帳」「蝦夷地一件」
- ㉒寛政 1 年／アツケシ／〔北村伝吾〕／「寛政蝦夷乱取調日記」
- ㉓寛政 1 年／キイタツフ／〔森与兵衛〕／「万永代覚帳」
- ㉔寛政 1 年／クナシリ／秋山角左衛門・松井茂兵衛 ※3／「万永代覚帳」

〔注〕※1 肥前唐津高德寺へ海鼠昆布遣わし ※2 ㉑に同じ ※3 派遣途中引き返し

最も早い事例は①寛永二〇年（一六四三）である。『松前年々記』の記事が一番詳しいが、東蝦夷地アツケン（厚岸、以下地名は史料の表記に従う）へ阿蘭陀船が漂着し、七月一二日アツケン船上乗の小山五兵衛・船頭弥兵衛がその「黒船」へ乗り移って見届け、松前へ注進のためクスリ（釧路）に戻り日和を待っているうちに黒船が出船してしまい見えなくなった。⁽⁴⁾ 松前藩は五兵衛を江戸へのぼらせ、その旨を幕府に上申した。同年六月、盛岡藩が同領の閉伊郡山田浦へ漂着した阿蘭陀船の一〇人（三人とも）を捕え、その報告を受けた幕府は徒目付を派遣してきて右の者を江戸へ連れていくことになるが、阿蘭陀船は去ってしまい、これがアツケンに流船したものであった。⁽⁵⁾

一九三〇年代といえば松前藩（藩主、家臣）の交易船が蝦夷地の商場に派遣されるようになった商場知行制の始期にあたり、道東のアツケシは松前船が行く東蝦夷地では長らく交易拠点で、藩主の直商の場所であった。そこには道東・南千島のアイヌが猯虎・鷲羽などを持って集まり、上乘小山五兵衛は藩主交易船に船頭・水主らとともに乗り込み、藩主権を代行する家臣（士分）としてアイヌ交易を取り仕切っていたのであろう。その当時の手船ならば船頭らも扶持人として藩に召し抱えられていたかと考えられる。

寛文九年（一六六九年）、近世を通じての最大のアイヌ蜂起であるシャクシャインの戦いが発生した。蝦夷地の各所で、鷹師（鷹匠、士分）・鷹侍、金堀、船頭・水主といった他国者を含む人たちが襲われ死んだことは知られている。ただ、以前この事件について論じたさいに、⁽⁶⁾ その死んだ者のなかに上乘のいたことには注意が及ばなかった。

上乘が出てくる記述としては、「蝦夷にて相果候人数都合式百七十三人、助り罷帰候者廿六人并打破候船数拾九艘。但右人数・上乘・鷹匠并船頭・水主・鷹侍等にて御座候」（『蝦夷蜂起注進書』、鷹侍は鷹待か）、⁽⁷⁾ 「右白織井へノ見廻舟、阿津化志ニテ漸々命助カリ南部領田名部ノ下風呂へ逃来テ此上乘委細モノ語りシテ松前へ帰りシトナリ。浦川船

上乗・船頭・水主共ニ行衛不知」(『松前蝦夷一揆聞書』⁸)とある。また、上乗とは書かれていないものの、「東西ノ夷地商船十九艘・侍・鷹匠・通事・船頭・水主等二百七十三人殺害ニ付」と「侍」を死者のなかにあげているもの(『松前家譜』⁹)、弘前藩の記録になるが、「狄地」で果てた者都合三五〇人余のうち、「侍分」の者は杉村五郎右衛門、蠣崎次左衛門(源左衛門)、古屋寛左衛門、鷹匠善兵衛、吉兵衛、高橋理左衛門の六人とするもの(『津軽一統志』¹⁰)が知られる。鷹匠を除く②三人の侍分は、弘前藩の情報収集による当時の商場知行主のなかにはその名がみえないので、「上乗・鷹匠」あるいは「侍・鷹匠」と別史料にある「上乗」に該当すると考えてよいことになろう。知行主の家臣の派遣した船に上乗が乗っていたか否かは不明としかいえないが、私的にそのような役目の人が乗船していたとしても陪臣になり、藩が家臣の船に直臣の上乗を乗せたとも考えにくいので、士分の右の三人は藩主船の上乗とみてよいだろう。

商場知行段階を示すものとして、元禄五年(一六九二)『松前主水広時日記』がある¹¹。表に西蝦夷地の③ソウヤ(宗谷)、④ヨイチ(余市)、⑤セタナイ(瀬田内)、⑦マシケ(増毛)の上乗、および⑧イシカリ(石狩)の目付に命じられた五人の名前がみえ、いずれも藩主商場へ派遣されたのであろう。目付という役名はここで初めて確認できる。この目付の派遣例は「運上船」すなわちアイヌ交易が商人請負となっており、請負制への移行の早い事例といえる。なお、⑧は運上人宮之越屋の船に乗らず陸参し、不届だとして処分(登城延引)を受けている。もう一人は、松前藩が肥前唐津の高徳寺に遣わす海鼠・昆布の運送にあたって上乗を命じられた⑥西川庄右衛門である。同史料に西川は亀田村で海鼠を買い取り、運上金を差し上げたとあり、姓からみて近江商人の西川家の関係筋であろうか。唐津に釜山海高徳寺が存在するのは確かだが、松前藩との由縁はわからない。

こうした藩主の直商場での手船交易をかなり具体的に記しているのが、享保二年（一七一七）の幕府巡見使一行の手になる『松前蝦夷記』である。⁽¹²⁾ 商場交易から運上請負へ変化し始める頃の様相を示している。当時、志摩守（藩主）手船が年々商に派遣するのは、石狩、ソウヤ、キイタフ（霧多布）、クスリ、アツケシ、ノツシヤムの六か所で六艘（以前は八艘）あった（地名は平仮名書きであるが、カタカナ書きにした、以下同）。また、南部・秋田能代・庄内酒田から蝦夷地へ商売に年々やってくる船（七〇〇石・八〇〇石〜一〇〇〇石積）が一八艘あった。いずれも松前町灣へ着船し、荷物などはすべて町人土蔵を借りて船揚げし、荷物改めをしたうえで、今度は志摩守の手船に積み込み、蝦夷地商売の場所へ運んでいくことになる。その手船には荷主（商人）・船頭などが乗り組み、上乘として志摩守家来の侍が一人ずつ乗っていく。「夷言葉」（アイヌ語）のわかる通詞も一人ずつ雇って乗せる。この頃藩主手船は以前と違って小型化し、商人が大船に積んで来た荷物を小船に積み替えるので度々行くことになるが、そうなるのは蝦夷地には決まった潤がなく、岩間に船着するので大船の通路ができないからであった。蝦夷地商売のため積んで来た雑物の品は、蝦夷地の商場所でアイヌ交易（物々交換）され、一艘につき金二〇〇〜四〇〇、五〇〇両を藩に納めるといふから、手船交易といっても、かつてそうであったかと推測される、自らが仕入れて商場所へ運びアイヌと交易する形態ではなくなり、商売船の荷主（商人）が実質的に行う運上請負とあまり変わらなくなっていた。

そうなると上乘の役割もおのずと変化していくものと思われる。『福山秘府』所収の寛延二年（一七四九）幕府提出の願書中に、松前藩が家来を「夷地」へ派遣している所が一〇か所余あり、ソウヤ、クスリ、アツケシ、キイタツフへは物頭、侍五人、足軽一〇人余、通詞二人、ほか四〇〜五〇人程、その地以外のイシカリ（二か所）、トママイ（苦前）、リイシリ（利尻）、レブンシリ（礼文）へも侍五、六人、足軽一〇人余、通詞一人を遣わしているとあり

〔ずつ〕とはないので全体合わせての人数か)、アイヌへの「夷地仕置惣体之作法」の申し渡し、あるいは「韃鞨異国人」と馴れ合っではいけないとの申し付けなど、その役目が記されていた。¹³⁾ 上乗、目付とは書かれていないが、侍・足輕はそれを指しているのに違いなく、アイヌ交易は荷主(商人)に任せ、アイヌの「仕置」(政治支配)に重点が移っていくことを示している。

寛保二年(一七四二)冬、クスリ夏場所(鮭の秋味場所と區別している)の運上船の舟頭である津輕の重次郎が、白ヌカを「支配所」(商場知行)とする飛内儀右衛門の手船がクスリの荷物を過分に買い取っていると、荷物の詮議を訴えて藩に願書を提出するという「出入」があった。五郎左衛門(新井田五郎左衛門、寺社町奉行)の指示で内々に処理するよう飛内儀右衛門に達したが、吟味もせず放置していた。翌春になってからであろうか、再応吟味したところ、白ヌカの舟頭兵右衛門、善兵衛、通詞松右衛門がクスリの荷物買い取りを白状し、白ヌカ舟頭側が荷物代金を弁済して落着、飛内は「遠慮」処分となった。一方、クスリへ去秋上乗として派遣された¹⁴⁾田村嘉戸助も、現地でシラヌカ側の善兵衛ら呼んで取り調べ、またアイヌ方より「手印」(証拠の品)でも受け取ってうまく処理すべきところ何もしなかったということで「差扣」処分となっている(『松前広侯記』寛保三年へ一七四三)四月二日条、『福山秘府』。¹⁴⁾ ここで重要なのは、上乗の田村が現地でのトラブルの処理を期待されていたことであった。

また、少し時代が下るが、表の¹⁵⁾宝曆六年(一七五六)の上乗・目付の場合は、エトロフ(択捉)島へ漂着した紀州船の乗組員を現地アイヌがアツケンに送り届け、それを松前藩の御用船(直商船)に同乗させて松前に至り、そして無事帰国できたものであった。漂流民の帰還に上乗が関与しており、これなども「仕置」の一つであった(『紀州日高郡蘭浦堀川屋八左衛門船難風逢蝦夷嶋へ漂着仕候ニ付口書并諸書付覚』。¹⁵⁾

寛保二年に戻ってもう一例、①キヤタツフ船上乗飛内仁太夫の場合であるが、先達て南部へ漂着して宮古で世話になり、さらに松前までの道中、八戸藩・盛岡藩の伝馬の「馳走」を受けて帰国してきたものであった（「松前広候記」一二月一四日条、『福山秘府』¹⁶）。

これらの事例はすべて藩主の商場交易に関与したものであるが、商場知行主が自身の交易にあたって上乘を派遣することがあったであろうか。前出『松前蝦夷記』によると、蝦夷地に六一か所の「家中給分代」に渡した場所があり、銘々アイヌに向けた品を船積して持っていく、雑物替えしてそれを売った利金が収入源であった。家中の交易船がどのようなものであったかわからないのであるが、このころになると、蝦夷地の出物が減って家中が困窮したので、運上を取って商人船にその場所を渡す者もみられるようになっていた。¹⁷

そうした初期の請負の事例を示す享保一五年（一七三〇）の売場証文が紹介されている。ウス場所の給主新井田五郎左衛門が金子を預かる（前借する）との名目で、その「夏売場」を一年間武川久兵衛（飛驒屋）に渡すことで決済するという内容の契約であった。¹⁸ その文中に、「上乘金指荷毎々之通仕相談」致すべしと記載されており、商場知行主が自分で上乘を派遣する例のあることを示し、その手当金（支度金）は請負側が負担したものであろう。

二 場所請負制下の上乗・目付

一八世紀後半、蝦夷地の商場（場所）を年季・運上金を定めて、町人の請負とする場所請負制がひろく展開した。そのもとの上乘の役目がどのようなものであったのか、表の個別事例に入る前に、同時期の史料が記すところを要約して示しておこう。史料に関することはごく簡単に記すにとどめた。

a. 飛騨屋文書『訴訟書留帳』（安永九年へ一七八〇）二月九日、飛騨屋公訴事件・湊源左衛門書付。¹⁹湊は松前藩家来、勘定奉行）。蝦夷地はすべて船の往返とも「奉行上乘」なくては通船できない。そのため船往返の度毎に上乘奉行一人・目付一人・添役一人を差し遣わす。諸仕置の節、鷲尾・蝦夷錦そのほか端物類・熊胆・青玉・狢虎などは「国禁之品」なので改めさせ、（商売荷物として勝手に）商船に積み入れるのは「法度」である。右役人が商船に乗船し、松前福山湊へ着船すると、湊へ沖ノ口奉行下役の方が行き、船頭・船宿より積荷物高の品書付を取って帰り沖ノ口奉行へ差し出す。それから荷物改奉行両人が下役を召し連れてきて、船頭が着船の時に差し出した右の書付と引き合わせて積荷物を改める。そのさい商売荷物に限らず、乗船して帰ってきた役人の荷物まで改める。荷物は残らず切り解いて改め、書付に載っていない荷物は取り上げとなる。

b. 平秩東作『東遊記』（天明四年へ一七八四）序、天明三年より翌年にかけて江差滞在・越年、内藤新宿の馬宿稲毛屋金右衛門・狂歌師）。先代までは（士分の者が）「蝦夷地上乗」を言い付けられると殊のほか憤り、足軽体の者でなくては勤められないものであると役柄の「不足」を言ったものだが、近頃は前もって頼み込んで我勝ちに「蝦夷地役掛り」を望むようになって、「土風」が大いに衰えてしまった。蝦夷地へ渡る船には領主より添えられた「上乘」と「通辞」が乗って行き、彼らは「運上屋」と呼ぶ小屋でアイヌに「条目」を読み聞かせる。さまざまに言葉を言い掛けて、アイヌをいつわり恐れさせている。²⁰

c. 『蝦夷地一件』（松本伊豆守「松前志摩守家来差出候答書写」天明四年へ一七八四）八月、松本は幕府勘定奉行、蝦夷地開発計画に関与）。蝦夷地の場所請負の町人たちがその場所へ船を差し遣わす時には船々の石数を改め、「上乘」と唱える家来の者を乗船させ、蝦夷地においてその場の荷品積入高などを改めさせる。松前へ着いたら、右の改高に

引き合わせて猶又改めを受け、町人が口銭を差し出し、それより諸国へ廻船させる。(幕府へ)献上してきた虫菓玉・真羽、そのほか蝦夷錦などは異国の品なので、前々からのことであるが、遠蝦夷の島々より持ち越したものを場所のアイヌが差し出し、上乘の者が持参する。すべて右の類は「軽物」と唱え、請負の者が交易することは堅く禁止し、これも上乘の者が改める。⁽²¹⁾

d. 『蝦夷地一件』(佐藤玄六郎「蝦夷地の儀、是迄見分仕候趣申上候書付」天明六年へ一七八六)二月。佐藤は幕府普請役、天明五・六年蝦夷地見分。「遠蝦夷」の方にも番船、春船、夏船と唱え年に兩三度も渡海する。場所一か所へ一艘ずつとは限らず、請負人の心次第に船数を差し遣わす。「上乘」はおよそ夏船一艘に限り乗って行き、その余は上乘なしに差し遣わす。上乘の場所での取計方などを見聞したところ、松前へ近い所のアイヌは松前へ出て志摩守(松前藩主)に「目見」するが、遠方のアイヌにはそれがないので、上乘の者を志摩守の「名代」と申し渡し、場所で重立のアイヌを呼び出して目見させる。これをアイヌは「ムシャレイ」と唱えている。年々目見のアイヌには志摩守より「土産」として衣服や酒・煙草など差し遣わし、アイヌも「返礼」として所産の品を相応に差し出す。「軽物」は志摩守方で取り上げ売買にはさせない。真羽・青玉錦の類はカラフト島のアイヌが、サンタン(山丹)という所で交易し、本蝦夷地ソウヤへ持ち渡ったもので、請負人に買い取らせておき、「上乘」が行ったさい受け取り、代金は志摩守方より請負人へ渡す。狍虎皮、熊胆・膾膈の類も軽物として同様に取り計らうが、過半は場所請の者が内々に直に他国へ売り出し、志摩守方へ差し出すのは少分と聞く。⁽²²⁾

e. 『蝦夷国私記』(天明・寛政頃、石狩山奥の伐木に従事)⁽²³⁾。蝦夷地行の船は城下で交易の品々を買い集めて船積し、仕度が済み次第、銘々の問屋より下代(城下中万事の吟味役)の月番へ願ひ出る。二、三日過ぎて月番より日和

次第に出帆するようにと申し付けがあり、「上役」は何の誰殿、「下役」は何の誰殿と兩人の役人が「上乗」する。この役人は蝦夷地において双方（請負人とアイヌ）に無理非道のないよう改めるもので、船積荷物の品名・数量および船足の見分が済んだ書付を受け取ると、即乗り込んで出帆する。元の城下へ戻ったら役人はその書付を沖の口役人に渡して帰宅する。沖ノ口改め、問屋の諸勘定を終えると、それぞれ存じ寄りへ出帆していく。

f. 最上徳内『蝦夷国風俗人情之沙汰』（『蝦夷草紙』同種本、寛政二年（一七九〇）六月序、徳内は蝦夷地見分隊に参加）。ソウヤ、アツケシ、クナシリ（国後）の三か所は請負人より米・酒・諸品を積み送るが、その大船に「上乗役」として松前家臣より一人乗り組んで三か場所に行き、（幕府などへ）献上の狍虎皮・鷹羽類を交易して場所請負人の商物と同様に右の船に積み入れ、帰帆の時一緒に上乗役も帰る。²⁴

g. 『松前福山諸掟』（寛政一〇年（一七九八）蝦夷地勤番「覚」）。東西蝦夷地場所の「上乗勤番」の者から下役の者に至るまで場所の出荷物を過分に「受用」していると聞く。先年場所請負の節は場所々々の番人が「土産」として出荷物の品を差し出し、これを受用してきたが、寛政四年（元年、一七八九年）「御手場所」になってからはそうした出荷物は町役所で渡すようにしたので、場所先で一切受用してはならない。その旨を場所差配人・請負人へも申し渡す。軽物および代付帳面はこれまで通り「上乗勤番」の者より差し出すが、場所通詞・番人が軽物品の員数・代付を記した印形書付も（「上乗勤番」の者）が請け取って差し出すことにする。²⁵

さて、前掲の高倉新一郎『新版アイヌ政策史』は、はじめにで取り上げた『東遊雜記』や、ここにあげた e・f・g などを用いているが、「上乗とは蝦夷地の交易を監督するために商船に乗って彼地に赴く役人をいう」とし、「藩土を上乗役として一、二名商船に同乗せしめて場所に派遣し、軽物の交換に当らせ、さらに抜荷・紛争などのないよう

監督する任務」を兼ねさせ、「蝦夷地に派遣された唯一の藩士」として、「内地人と蝦夷人との衝突を取締る役目」も同時に帯びていたと説明している。他の箇所でも、交易の監督、献上物の調べ、オムシヤの執行、軽物の交易、抜荷の防止・積荷の検査、アイヌへの条目読み聞かせ、商人とアイヌの間の紛争処理、といったことが上乘の任務であったとする。

ただ、表⑫の宝暦元年の上乘のようにカラフトの海鼠場取立を行った例もあげている。また、私領地(家臣の商場)ではこうした役人が派遣されない所が多いとしながらも、『文政年間東西蝦夷地運上金調』の西蝦夷地場所の多くに「上乘金」の名目が残っていることから、主要地には派遣されたと述べている。そして寛政元年(一七八九)のクナシリ・メナシ事件後の「蝦夷地改正」(寛政二年四月)によって、東西蝦夷地場末は「旅人」の請負を認めず「手船」による家来の「介抱」(交易)となり、アツケシ・ソウヤには番所を建て、番頭・侍・足輕を置いて「勤番」することになったが、「交易期間にのみ出張し、両者(「内地人」と「蝦夷」)の紛争を仲裁するに過ぎなかった上乘役は、やがて蝦夷統治のために駐在する勤番と変わって行った」と述べている。²⁶⁾

上乘の歴史はこうして終焉を迎えるが、高倉にあっては蝦夷地幕領化前の一八世紀後期の主として場所請負のもとでの上乘の実情がとくに語られていたことになる。この説明に多くを付け加えることはないと思うが、注意深くみると、多少気に留めておかななくてはならないこともある。たとえば上乘の呼称自体についてである。場所派遣には上乘(土分)と目付(足輕)がいるとひとまず本稿でも記してきたが、aに「奉行上乘」、あるいは「上乘奉行老人目付老人添役老人」とあるのをみると、「上乘」には奉行・目付・添役があり、あるいは奉行が上乘すると読むことも可能である。eも上役・下役の「兩人上乘致」す、また「はじめに」の『東遊雜記』にも「上乘として士格の人老人、足

軽目付老人乗船」とあり、さらにあげれば、『寛政蝦夷乱取調日記』にも、足軽北村伝吾が荷物改を仰せ付けられて「上乗」致しとあり、⁽²⁷⁾上乗するというように名詞に「する」がついた複合動詞的な用法がみられ、上乗は士分に限らず、身分が下の足軽なども指してのものであることがわかる。

したがって、上乗には上役・下役、あるいは奉行・目付・添役の別がある、というのがこの時期の認識であったことになる。ただ、上乗の上役⇨奉行がトップで士分の者であったので、上乗が士分の役職のように捉えられてもおかしくないといえよう。上乗が奉行と同義となると、表の正徳二年（一七二二）八月、まだ場所請負の段階ではないが、松前より「荷方船」に乗ってアツケシに「仕置」にきた⑨奉行今井半太夫も上乗とみてよいだろうか。エトロフに漂着した薩摩藩の大隅浜之市の次郎右衛門船の乗組員に今井が対応し、これも「仕置」だとして彼らを松前城下へ船送したものだ（『エトロフ島漂流記』）⁽²⁸⁾

場所交易が商人請負になっても上乗役が士分の役目としてなぜ存続したのかという理由も問われなくてはならないだろう。盛岡藩の場合、蔵米を江戸に回漕する廻船が一六七〇年代頃、藩船（手船）から商人の請負になると士分の上乗は姿を消していく。⁽²⁹⁾同藩のその後は上乗を必要とする場合には土地の百姓がその任に付いた例がみられ、幕府の城米船輸送の上乗も百姓が勤めるのが基本であった。それらと比べるとかなり違っている。幕府などへ献上・進上品となる「軽物」が商人請負の対象から除かれ、藩の独占交易品とされたことや、高倉も述べるように、唯一蝦夷地のアイヌと接触する士分の役人として、いわば藩主の名代として挨拶札や、法度の申し渡し、紛争処理に関与したからであり、それがあくまでも交易関係を通しての儀礼的・政治的関係の進展であったことが、上乗という役目を増大させていったためであると考えられる。

上乘の終焉については高倉が指摘する通りだろう。寛政アイヌ蜂起の後、上乘から勤番へ移行し、さらに幕領期になると、詰合と呼ばれる現地派遣の幕府役人に代り、行政官としての役割をもつことになり、勤番のほうは警衛・防備役として奥羽大名（盛岡・弘前両藩）が担わされていく。

上乘金についても、少し触れておこう。伊達家文書『諸証文控帳』にある、マシケ場所の寛政八年（一七九六）七月の運上証文であるが、上乘を夏船下りの時（この点はdに同じ）、家来一人ずつ場所見届けのために行かせるので、その「支度料」として一人に小判七両を請負人側が差し出すことになっている。³⁰前節で述べた享保一五年の知行商場の請負契約における上乘金がこれに相当するものだろう。長く慣習として続いてきたことになり、上乘が行かなくなった幕領化以降でも、松前西蝦夷地場所では場所請負にあたって運上金に加えて上乘金を上納し続けることとなった。高倉のあげる『文政年間東西蝦夷地運上金調』³¹だけでなく、『場所請負人及運上金（抄）』や天保一〇年（一八三九）『蝦夷地運上金附』³¹などによっても確認できる。

後者の史料でいえば、上乘金はイソヤ（磯谷）七両、シャコタン（積丹）七両、ヒクニ（美国）一五両、ヨイチ金五両、タカシマ（高島）金五両、ヲタルナイ（小樽内）夏一〇両・鱒場五両・荷物料一五両、イシカリ一三か所のうちハツヤフ（発寒）一〇両、上サツホロ（札幌）二〇両二歩、下カハト（樺戸）七両、アツタ（厚田）一〇両・秋味一〇両、本マシケ一七両・秋味二八両、トマ、エル、モツヘ（苦前・留萌）秋味一八両、テシヲ（天塩）一〇両、リイシリ・リフンシリ（利尻・礼文）一三両、となっていた。場所によって幅があるが、これがかつて仕度金として用意され上乘の収入になっていたことになる。西蝦夷地に限られるのは、東蝦夷地の場合、幕府の直轄化が仮上知とどうかたちで先に始まり、従来の場合請負を廃止して幕府の直捌とした経緯が関わっていきそうだが、今後の課題とし

ておく。

しかし、上乗の得分はそれだけではなかったことが、gの場所の出荷物を過分に「受用」しているという箇所からうかがえる。だからbのように上乗になることを望むものが出るようになっていたのである。役得とはどれほどの、どのようなものであったのか、具体的にわかる史料は少ないのであるが、次節ではこの点にも留意してみたい。

三 上乗・目付の行動

蝦夷地場所に派遣された上乗のうち、その名前や行動が比較的よく記録に留められているのが、ロシア人が初めて日本に交易を求めて道東に來航してきたとき応接した人物たちである。安永七年（一七七八）六月、飛驒屋請負場所内のノツカマフ（根室半島）にシャバリン一行がクナシリのツキノエを水先案内人として渡來し、これに対面した新井田大八は藩主に報告したうえで許容の有無を明年伝えると返答し、シャバリンらはこの地を去った。新井田ら現地にはいた者たちはどのような役目の者として記録されているだろうか。

飛驒屋関係では、松前枝ヶ崎町の人で通詞林右衛門の「口供」（天明五年へ一七八五）六月二五日、当時「クナジリ島通詞」によると、⑮「上乗役人」新田（新井田）大八殿と「船中目付」工藤八百右衛門、および林右衛門がノツカマフに行くとき連上屋支配人兵吉が死去して、番人庄三郎ほか三人がおり、大八が対面したさい、「赤人」から「松前領主」への音物・書翰が差し出され、それを大八が受け取り松前に持ち帰ったとある（『北海島船記』³²）。また、飛驒屋武川久兵衛益郷『北信紀聞』（寛政五年へ一七九三）までの記事）中の「魯西亜人始て渡來之記」（クナシリ場

所支配人高松喜多右衛門・キイタフ場所支配人笠島庄次郎認置、安永九年（一七八〇）（十一月）では、領主より差立ての⑮「上乘役」新井田大八がアツケンに居り合い、早飛脚で渡来を伝えて不日に新井田がノツカマフに着いたとする。³³このほか最上徳内「蝦夷国風俗人情之沙汰」などにも⑮新井田（新田）大八を上乘役とするのがみられる。³⁴

上乘とは別な職名を記している史料もある。田沼期から寛政アイヌ蜂起までの幕府関係の史料を収めた『蝦夷地一件』に、「クナシリ島奉行」新田（新井田）大八（天明四年五月、土山宗次郎「松前并蝦夷地之儀に付及承候趣申上候書付」と出てくる（同じ『蝦夷地一件』所収史料でも、天明六年閏一〇月の御普請役山口鉄五郎他三名の「蝦夷地の儀に付奉申上候書付」には志摩守家来新井田大八商船の上乗とある）。³⁵

翌安永八年、ノツカマフに來航したシャバリンらはそこで待ったが松前藩役人と会うことができなかったので、八月アツケンに來て、⑰浅利幸兵衛、松井茂兵衛、工藤清右衛門および目付柴田勘兵衛・古屋文六、通詞三右衛門・林右衛門と応対した（『北海島船記』）。³⁶浅利・松井・工藤の三人について「上乘」と記してはいないが、天明二年二月一日付で飛驒屋久次郎が富永所左衛門・小林七右衛門に宛てた願書中に、安永八年キイタフ場所へ「御上乘様御四人御目附衆四人」下りと記されているので、人数が違っているもののこの上乘は浅利らを指しているかと思われる（「飛驒屋文書」）。³⁷この願書自体は、安永三年（二七七四）、飛驒屋が二〇年間クナシリ場所を請け負うことになり、「常例之通」上乘・目付に乗船を願ひ、兩年手船を派遣したものの、長人ツキノエが上乘らの「利解」（説得）にも関わらず交易に応ぜず「乱妨」したため同五年より立船を六年間休んでいたが、ツキノエも先非を悔いて売買を望んでいるので上乘・目付の派遣を願うというものである。シャバリン一件とは直接関係ないが、その当時クナシリへは上乘・目付が派遣されていなかったことになる。

また、前出の土山宗次郎天明四年書付には、「島奉行松井茂兵衛」ほかが罷り越したとあって、新井田の「クナシリ島奉行」と同じ役目を指しているだろう。土山は幕府の勘定組頭であるが、松前情報の「聞書」によって書き上げているので、松前でそのようにも呼ばれていたとみてよい。上乗⇨奉行という認識が松前藩のなかに存在していたことは前述した通りである。

最近、東俊佑「安永7年の蝦夷地奉行定書について」という論考に⁽³⁸⁾、ロシア国立サンクトペテルブルク図書館が所蔵する日本関係史料のうちに、安永七年七月の日付になる、「蝦夷地奉行」の職名で「の津釜婦しょんごおとな」に発給した「定」文書が紹介されている。定書の内容はその論考を読んでいただくとして、「蝦夷地奉行」とは何か、誰かという点である。東論文ではこの定書をノツカマフのションコに手渡したのは上乗の新井田大八とし、安永七八年のロシア人來航と関係していると述べているのはその通りかと思われる。上乗が奉行と呼ばれることもあったので「蝦夷地奉行」が新井田を指している可能性はある。

ただし、上乗の場合、「クナシリ島」などと場所が特定されて派遣されているので、「蝦夷地」という名称は全地域を指すことになるので、その点で疑問が残ることは否めない。そこで着目したいのが、前節aと同じ飛騨屋文書『訴訟書留帳』中の安永九年湊源左衛門書付に「去ル亥年蝦夷地仕置方奉行蠣崎兵治右衛門寺沢郡右衛門」と出てくる職名と人名である。⁽³⁹⁾亥年というのは安永八年であるから、年次的にはほぼ重なる。この「蝦夷地仕置方奉行」が同一文書中に「荷物改奉行」「船手改役」とも記され、蝦夷地各場所から松前湊に入船してくる交易荷物の取り調べに権限を持っていたことが知られるから、上乗より上位の役職となり、これがあるいは定書の「蝦夷地奉行」にあたるであろうか。今後の検討の参考としたい。この史料からは安永八年のソウヤ行きの⑩上乗柴田文蔵・目付竹田勘平の名前

もまた知られる。

浅利ら三人のうち⑩工藤清右衛門は前年にあたる安永七年、上乘役としてソウヤの運上屋へ渡海している。その時、カラフト（樺太）のナヨロのヤウチウテイ（揚忠貞）が交易のためソウヤに渡海してきたのと対面して、サンタンの交易の実情を尋問し、その「物語」が最上徳内によって『蝦夷国風俗人情之沙汰』に書き留められることとなった。⁽⁴⁰⁾徳内はまた、松井茂兵衛についても、天明六年夏アツケンで惣乙名イコトイに逢い、雑談の折節につぶさに聞いたという「苛政の模様」を記している。

それは天明六年以前のことになるが、松井がアツケンに上乘として行ったとき、ビバセイ村の乙名が熊胆一つを「租税」として出した。鑑定役の目利では偽物であったので茂兵衛は憤り、アツケンの惣乙名イコトイを呼び出して熊胆の出処を糺させると、その乙名がクナシリ島へ渡海した時に交易して得た熊胆であることがわかった。クナシリのアイヌの仕業で、その乙名が目利できなかった誤りで「巧たる咎はなし」との理を、イコトイが通詞林右衛門に詫がいた。林右衛門はこれを聞いて尤の事だとその旨を茂兵衛に達すると、それはアイヌが言っているようにには思えない、林右衛門の「頓智」で我を謀るための「奸策」を廻らした「利口」であるとして林右衛門を召し捕え、仮牢に入食べ物も与えずに置いていた。

イコトイら近郷・近村の乙名・小使らが集まって、通詞の業はアイヌを「教導」し万事の取扱いをする役人で、永く世話になるので救わなくてはならないと評議し、この科の根本はアイヌ側にあるとして茂兵衛へ「詫言」した。「ツクナイ」といって過料を出すことになり、乙名たちが銘々山中に秘蔵する陣太刀、鞘巻の太刀、合口、短刀、そのほかの宝物等をもってきて茂兵衛へ差し出した。この「過分の償物」で林右衛門は赦された。徳内が同年、松前城

下逗留中の風説に、価金三〇両で売買されていた陣太刀一腰があると聞き、過料に取った「雑物」を松前帰国後売って大金を得るといふ説は今に止まない、「俗に名づけてゆすり」なりとし、「越度を見つけ、難洪を云掛」ける「償の風俗」をきびしく批判している。幕府役人である立場からの徳内の松前藩批判という脈絡ではあるが、こうした上乗や目付の横暴は茂兵衛一人にとどまらなかったのが実際であった。⁽⁴⁾

徳内が天明六年アツケシに行ったのは、幕府が天明五・六年に普請役一行の蝦夷地調査隊に加わっていたからであるが、幕府は単なる巡回調査というだけではなく「御試交易」を実施していた。御試交易の取調掛となり、ノツカマフ・ニシヘツ・アツケシを担当した福田新三郎は『天明六丙午年夏蝦夷地出産物御試交易始末扣』で、請負場所の内情をかなり立ち入って暴いていた。表の⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾天明六年の二人の士分（および二人ずつの足軽）は、サンタン切・古袖（江戸では両品とも蝦夷錦という）、熊胆・鷲之羽・諸獣皮、赤人（ロシア国人）持ち渡りの品々を上乗として蝦夷地場所へ取り集めに行った松前藩の家来であった。

ノツカマツプ（ノツカマフ）の場所支配人宇兵衛が新三郎に話すには、それらは献上品になり「軽物」と号して交易するもので、軽物の代として遣わす米・麴・酒・諸品は場所請負人方で立て替えてアイヌの人たちに渡し、後日松前へ帰郷してから立て替え品の書付を松前藩の役所に差し出すと請負人方へ支払われる方式であった。そのさい受け取る米・麴・諸品のうちから上乗役人・足軽中へも少々ずつ「利用」をつけて遣わすよう取り計らってきたのだという。それはたとえていえば、玄米八升入二〇俵で蝦夷地において調えた狢虎皮は役所への書上には二五俵として書き出し、一〇俵で調えた鷲の羽は一三俵と書き出し、代米立て替えの書付は場所支配人が松前へ帰郷のさい役所へ差し出し、書付の通り受け取り、その受け取り高から支配人立て替えを引き取り、その余米を上乗役人・足軽中へ渡すと

いうやり方であった。これを今回も踏襲したいという宇兵衛の考えであった。

そこで、新三郎が支配人宇兵衛へ申し渡して、多少によらず「主人之禄」を受ける者は主人を益すべきなのにそのようなことをするのは「禄盗人」だと非難している。松前藩では「旅行」を勤める役人は身分相応に主人より手当も受け取り、ことに松前家臣が蝦夷地場所請負人の船に乗るとして行くときには上乘入用のため請負人方より船一艘につき金一五両ずつ受け取るようになっていた（前述の上乗金）。そのうえに、右のような密事を巧む「私欲」がましい慣習は「公儀御入用」を掠めることだと一蹴したのであった（『天明六丙午年夏蝦夷地出産物御試交易始末扣』⁴²）。松前藩のアイヌ交易に体質化したこのような悪弊が幕府の批判のターゲットになり、幕府介入に道を開いていくこととなった。

おわりに

残るは①②④寛政元年（一七八九）であるが、表の人名は新井田孫三郎『寛政蝦夷乱取調日記』や西川伝右衛門家文書『万永代覚帳』（滋賀大学経済学部附属史料館所蔵）などによって知られる派遣である（途中で引き返した場合も含む）。同年五月、クナシリ・メナシのアイヌ蜂起事件が起こり、そのうちの一人①松前藩足軽の目付役勘平が殺されていた。そのことを含め、この事件については以前詳しく論じたことがあるが、⁴³そこでやや不十分であったのは「目付」なる役柄の者がなぜ殺されたのかという点であった。それが小論の直接的な動機となっている。

蜂起に至る現場では、場所請負の飛騨屋支配人より当年下ってくる目付勘平という人は「至て六ヶ敷御人」である⁴⁴とアイヌの人々に説明されていた（『寛政蝦夷乱取調日記』⁴⁴）。権力を笠に著て威圧的な態度を取る勘平のすがたが想

像されるとともに、それを巧みに利用する飛騨屋雇人（支配人・番人）によるアイヌへの横暴もまた想像される。勘平と場所雇人の共犯関係といってよいが、それが事件を引き起こす一つの大きな誘因になっていたのは間違いない。

ここでは個人的な資質というだけでなく、上乗・目付といった役柄・役職そのものが多かれ少なかれ類似の人格類型を作り出してしまふ、もっと根の深い問題であると受け止め、その点を上乗・目付の歴史的経緯を振り返ることによっていくぶん明らかにしたということになる。「はじめに」で引用した古川古松軒の聞書が記す、アイヌの人々への「あやかし」は実は上乗・目付のものであったのである。商場知行主でもない彼らが、いわばアイヌ交易に寄生することで多分の利得を手にすることができる、寛政アイヌ蜂起はそうした搾取構造の帰結するところでもあったのである。

〈注〉

(1) 『日本庶民生活史料集成』第三卷（三一書房、一九六九年）五三〇頁。

(2) 石井謙治『和船』Ⅰ（法政大学出版局、一九九五年）三三四〜三三五頁。ただし、こうした近世の「上乗」とは違って、中世では、瀬戸内海や近江の堅田のように「ある海域を安全に通行するために海賊を船に乗せ、その安全保障の見返りとして海賊に警固料を支払う」という「上乗慣行」があったが、南九州では海上勢力を配下におく島津氏が海賊に依存せずにか家老らを「上乗」とした事例が検討されている（大谷都湖「南九州における「上乗」」『海南史学』五三号、高知海南史学会、二〇一五年）。中世的海賊の衰退、秀吉の海賊禁止令が近世的な上乗へ変遷していくものであるが、ここでは立ち入る用意がない。

(3) 高倉新一郎『新版アイヌ政策史』（三一書房、一九七二年）。小林真人「藩別おもしろ役人録 上乗役―松前藩」『歴史読

『本』三四卷二二号〈通卷五一三号〉二二八〜二二九頁、新人物往来社、一九八九年。小林は上乘の起源について「商場交易と時を同じくするであろう」と推定している。

- (4) 松前町史編集室編集『松前町史』史料編第一卷（第一印刷出版部、一九七四年）五九頁。
- (5) 宮古市教育委員会編集『宮古市史』資料集近世七―二（宮古市、一九九三年）六七八〜六八〇頁。
- (6) シャクシャイン事件についての研究は少なくないが、筆者の理解は「シャクシャインの戦い―その性格と歴史的位置」『民衆運動史』1、青木書店、二〇〇〇年）に述べたことがある。その後、『十八世紀末のアイヌ蜂起―クナシリ・メナシの戦い』（サッポロ堂書店、二〇一〇年）再録。
- (7) 海保嶺夫翻刻・解説『北方史料集成』第四卷（北海道出版企画センター、一九九八年）八八頁。同内容・類似の文が『渡舍利蝦夷蜂起ニ付陣書』にみられる（同書二〇頁、「船頭九人鷹待」とあるが、「九人」は別本『蝦夷蜂起』では水主。『日本庶民生活史料集成』第四卷六四四頁）。
- (8) 同前三三一頁。
- (9) 同前七四頁。ほぼ同文の記載が『松前年々記』（同書一一二頁）、『宮歌村旧記』（同書一一八頁）にみられる。
- (10) 同前一六七頁、一九三〜一九四頁。
- (11) 北海道編集『新北海道史』第七卷史料一（新北海道史印刷出版共同企業体、一九六九年）二〇五〜二三〇頁。
- (12) 前掲『松前町史』史料編第一卷三七五〜三九三頁。とくに三七九頁、三八五頁の箇所。
- (13) 松前町史編集室編集『松前町史』通説編第一卷上（松前町、一九八四年）、四六八頁。
- (14) 『新撰北海道史』第五卷―史料一（北海道庁編纂・発行、一九三六年）二二八〜二二九頁。
- (15) 川上淳「宝暦六（一七五六）年紀州船エトロフ島漂流記について」『比較文化論叢』一七、札幌大学文化学部、二〇〇六年）。
- (16) 前掲『新撰北海道史』第五卷―史料一、三〇〇頁。

- (17) 前掲『松前町史』史料編第一卷三八九頁。
- (18) 前掲『松前町史』通説編第一卷上、六七四～六七五頁。
- (19) 岐阜県歴史資料館所蔵、文書番号1—乙—G—1。
- (20) 『日本庶民生活史料集成』第四卷(三一書房、一九六九年)四一八頁、四二五頁。
- (21) 前掲『新北海道史』第七卷史料一、三一〇頁。
- (22) 同前三三六～三三七頁。
- (23) 函館市中央図書館所蔵写本。成立年代などは、注(3)高倉著五八六頁に拠る。
- (24) 前掲『日本庶民生活史料集成』第四卷四四四頁。
- (25) 前掲『松前町史』史料編第一卷六一三頁。
- (26) 前掲『新版アイヌ政策史』八七～八八頁、九三～九四頁、一〇九頁、一一二頁、一一七頁など。
- (27) 前掲『日本庶民生活史料集成』第四卷六八九頁。
- (28) 同前九頁。
- (29) 渡辺信夫『幕藩制確立期の商品流通』(柏書房、一九六六年)のうち「南部藩の江戸廻米」の箇所、二三〇～二九四頁。
- (30) 『松前町史』史料編第三卷(松前町、一九七九年)五六一頁。なお、文化二年(一八〇五)七月の証文でも同様(五六二頁)。
- (31) 前者は『松前町史』史料編第三卷四六七～四七七頁、後者は江差町史編集室編集『江差町史』資料編第一卷(江差町、一九七七年)五六五～五七五頁。
- (32) 『通航一覽』第七(国書刊行会、一九一三年)八五～八六頁。
- (33) 飛騨屋久兵衛研究会『飛騨屋久兵衛』(下呂ロータリークラブ、一九八三年)二九九～三〇二頁。
- (34) 前掲『日本庶民生活史料集成』第四卷四七四頁。ここには家臣新田大八が「上乗役」に当ってクナシリ島へ渡海したとき、

とある。

- (35) 前掲『新北海道史』第七卷史料一、三〇三〜三〇四頁、四〇六頁。
- (36) 前掲『通航一覽』第七、八六頁。
- (37) 渡辺茂編著『根室市史』史料編(根室市、一九六八年)四八六〜四八七頁。
- (38) 『北海道博物館研究紀要』第二号(北海道博物館、二〇一七年)。
- (39) 拙稿「南部屋(浅間) 嘉右衛門と飛驒屋 蝦夷地の利権をめぐる争い」、『環オホーツクの環境と歴史』創刊号、サッポロ堂書店、二〇一二年。その後拙著『近世北日本の生活世界―北に向かう人々』再録、清文堂出版、二〇一六年)には、この箇所は紹介していないが、「御役人」蠣崎・寺沢が、場所から荷物を積み松前着の飛驒屋手船の船改めに関与していた事実を記している(二一三〜二一四頁)。松前での荷物改めから類推すると、場所の上乗のもう一つ上の役職として「蝦夷地仕置方奉行」が置かれていたと考えることができる。
- (40) 前掲『日本庶民生活史料集成』第四卷四七九頁。
- (41) 同前四五六頁。
- (42) 『幕政史料と蝦夷地』(みやま書房、一九八〇年)二七五〜二七七頁。
- (43) 拙著『十八世紀末のアイヌ蜂起―クナシリ・メナシの戦い』(サッポロ堂書店、二〇一〇年)の、とくに第三章「寛政アイヌ蜂起の「口書」にみる権力・利害関係」で、「目付(足軽)の言動がどのように関係者に受け止められていたか検討した。前掲小林論文も足軽勘平を引合にして「蝦夷地との交易の監視役が利権を乱用し、アイヌの蜂起に発展」したことを短文ながら述べようとす趣旨であった。
- (44) 前掲『日本庶民生活史料集成』第四卷七一〇頁。
- 〔付記〕本論文は科研費基盤研究(B)「近世国家境界域「四つの口」における物資流通の比較考古学研究」(研究代表者鹿児島大学渡辺芳郎)の分担研究の成果として発表されるものである。